

第6回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年11月27日 午前10時00分 招集
2. 令和2年12月9日 午前10時00分 開議
3. 令和2年12月9日 午前11時01分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	山本繁樹
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
税務課長	市原修二	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第75号 阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について
- ② 議案第78号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ③ 議案第80号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ④ 議案第81号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について
- ⑤ 議案第83号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第77号 阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ② 議案第82号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第83号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第84号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第85号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第86号 令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第87号 令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 請願第3号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第76号 阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について
- ② 議案第79号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について
- ③ 議案第83号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）
- ⑤ 議案第89号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑥ 議案第90号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第91号 和解及び損害賠償の額の決定について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

冒頭ではありますが、市職員の新型コロナウイルス感染について報告をいたします。

12 月 3 日、本市職員 1 名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認をされました。職員の発症を受け、直ちに市の対策本部会議を開き、12 月 3 日午後 4 時 15 分から 6 日まで本庁舎の閉鎖、業務の停止を決定、市民の方々への広報・情報発信等を行うとともに、12 月 3 日午後 6 時から本庁舎及び敷地内施設の消毒作業を実施しました。翌日 4 日早朝に当該職員が所属する総務部税務課の全職員を濃厚接触者に当たらない接触者として PCR 検査を実施、同日夕刻、職員全員の陰性が確認をされました。市民の皆様をはじめ、市議会議員各位、関係者の皆様に大変な御心配と御迷惑をおかけをし、申し訳ございませんでした。6 日には本庁舎及び敷地内施設の消毒作業をすべて完了し、庁舎内の感染対策を徹底した上で、12 月 7 日月曜日から通常業務を開始しました。

今後、引き続き当事者意識、感染防止の意識を持ち、マスク着用、手指消毒などの基本行動を徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

以上、報告をさせていただきました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取扱いについて、今期定例会の一般質問の通告者は 8 名予定されております。したがって、一般質問を 12 月 10 日と 11 日の 2 日間とし、10 日 4 名、11 日 4 名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、執行部より議案 2 件、議員発議による議案 1 件の提出がありました。また、本日の請願採択をもって委員会発議となる議案 1 件が提出されることとなっております。したがって

まして、本日議案配付を行い、明日 10 日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

なお、執行部の申出により本日の議会閉会後に全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 75 号 阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 78 号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について
- ③ 議案第 80 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ④ 議案第 81 号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 83 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 75 号「阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について」他 4 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和 2 年第 6 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。12 月 1 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 75 号「阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について」であります。

委員より、「延滞金の割合年 14.6%は高いように思われるが、何かの法によるものか。それとも地方自治体がそれぞれ同じパーセントで適用しているものか。」との質疑があり、総

務課長から、「地方税法上は 14.6%と規定されていますが、租税特別措置法の特例基準により、市税についてもこれに準じ、納付期限の翌日から 1 か月までが今現在 2.6%、1 か月を経過した場合が 8.9%の率を加算している現状です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 78 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」であります。

委員より、「本条例について、改正のもととなる上位法等の説明を。」との質疑があり、税務課長から、「『地域経済牽引事業の推進の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律』に基づき、都道府県がものづくりや観光、6 次産業など地域の特性を活かした事業促進について計画を策定し、承認を受けた事業について、税の優遇措置を受けることができる制度です。その措置として、所得税、法人税の特例や不動産取得税及び固定資産税の課税免除がありますが、本市では、家屋、構築物、土地に係る固定資産税を、3 年間課税免除する規定にしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 80 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

委員より、「本改正の施行日が令和 3 年 1 月 1 日とのことだが、今度の確定申告分から適用になるのか。」との質疑があり、税務課長から、「附則に規定し、令和 2 年度分の課税については現行のままで、令和 3 年度分の国民健康保険税について適用されることとなります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「財産管理費の修繕料 50 万円の内容は。」との質疑があり、財政課長から、「庁舎や財政課で管理している普通財産についての修繕料です。今回は、内牧保育園横駐車場の安全対策フェンスの設置や庁舎等の修理を予定しています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「西側棟のプレハブなど劣化が見受けられるが。」との質疑があり、課長から、「緊急性、危険度などを踏まえて、全体的に優先順位をつけながら、修理、補修を行いたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「土地売却収入について、売却先の阿蘇神社は宗教法人になるが、その後の固定資産税はどうなるのか。」との質疑があり、総務部長から、「宗教法人が、例えば有料の月ぎめの駐車場にするなど目的外で活用される場合は、課税されます。今後の活用方法によって変わりますので、宗教法人の所有だからということで、すべて非課税とは限りません。」との答弁がありました。さらに、委員より、「自治体が土地を売却した場合、多少安く売却したとしても後に固定資産税が入り収益が見込めるが、それがないとなると、売却価格が少し安いように感じるが。」との質疑があり、部長から、「非課税になれば、税収はあ

りませんが、例えば参拝者用の駐車場として無料開放した場合、周辺の商工業者の収入も上がるといった副次的な効果も考えられます。」との答弁がありました。

関連して委員より、「売却される土地について、取得した際の経緯や理由について説明を。」との質疑があり、部長から、「当時の所有者である九州電力一の宮営業所の移転計画に伴い、阿蘇神社付近でもあることから、歴史民俗資料館の建設用地として取得しましたが、建設の実現には至らないまま合併を迎え、土地開発公社が管理を行っていました。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「赤水駅環境整備工事で整備されるトイレは水洗になるのか。また、管理について市の考えは。」との質疑があり、政策防災課長補佐から、「赤水駅トイレは、下水道が整備されていないため浄化槽を設置し、水洗トイレにする予定です。また、設置後の管理については、地元の方に管理委託をお願いする方向で検討しています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「トイレ2基で1,140万円は、高いように感じるが、詳細な説明を。」との質疑があり、政策防災課長から、「下水道に接続している内牧駅トイレの工事費をJRに確認したところ約700万円でしたので、下水道が設備されていない赤水駅トイレについては、浄化槽設置代約300万円が別途必要です。それに加え舗装などの付帯工事代も見込まれることから、少し多めに予算計上をしています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「特別定額給付金について、減額になった理由は。」との質疑があり、特別定額給付金事業班長から、「18世帯の未申請の影響によるものです。内訳は、辞退された方が4世帯、申請されずに帰国された外国の方が5世帯、全くの未申請の方で9世帯となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第75号「阿蘇市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部

改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 75 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 78 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 80 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 77 号 阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 82 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 83 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 84 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 85 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 86 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 87 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑧ 請願第 3 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 77 号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」他 7 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） 文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 2 年第 6 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、請願 1 件であります。12 月 2 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 77 号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 82 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「成人式については、新型コロナウイルス感染症対策としてビデオメッセージやライブ配信を予定しているが、その他何か対策としてあるのか。」との質疑があり、社会教育係長から、「まず、受付時の対策として、事前に入場券を発行しており、当日の体温などを書いていただくチェックシートで受付し、体育館フロアが密にならないよう、スムーズな誘導を行うことにしています。また、併せて主催者や来賓の人数制限も行います。なお、今回はコロナ禍の開催であるため、成人式の在り方について、新成人の 7 名の方々に集まっていたいただき、行政主導に捕らわれず、どう進めるかの話や提案をいただいたところでありませう。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「公共施設予約システム改修については、暗証番号導入やリモートで対応できるとのことだが、具体的にどのような方法なのか説明を。」との質疑があり、社会体育係長から、「これまで鍵管理者から鍵を借りて利用していましたが、今回体育館の扉の鍵を変更することで、番号式で入退場ができるようになり、鍵管理者の必要はなくなります。また、このシステムは緊急時にはリモートで開閉することもできます。」との答弁がありました。さらに、委員より、「今回 16 施設だが、体育館だけなのか。公民館等も今後対象としていくのか。」との質疑があり、係長から、「今回の設置予定は、指定管理者が入っていない体育館となります。公民館についても協議はしましたが、地元の利用が多く毎回申請となると逆に手続きが困難になることから、今回は社会体育施設と学校の体育館施設のみを予定し

ています。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「保健福祉センターの温泉設備改修設計業務委託料については、レジオネラ菌の関係で検査方法が変わったのか、機械、設備の変更が必要なのか詳しい説明を。」との質疑があり、福祉課長から、「県の条例改正によって、循環式浴槽の基準等も変わっていますので、今回専門的な観点で設計を行い、適用できていない機械等について更新する予定です。」との答弁がありました。また、委員より、「民間の温泉旅館についての対応はどうなっているのか。」との質疑があり、課長から、「今後改修を行う際に見直していくというのが県の推進方法となっていますので、民間の温泉施設については、条件を満たしていない部分について改修時に対応する流れとなります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 84 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 85 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より、「保険者機能強化推進交付金についての詳細な説明を。」との質疑があり、ほけん課長から、「この交付金につきましては、保険者の積極的な取組に対する交付金で、国の評価指標により点数化し配分されるものです。」との答弁がありました。

続きまして、議案第 86 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 87 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より、「入院病床確保補助金の算定基準はどうなっているのか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「当院では 4 階フロアを感染症対策としていることから、感染症病床 4 床を除く空床の 36 床について、1 床当たり 7 万 1,000 円を期間に応じ、診療報酬の補填として補助金をいただくこととなっています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「10 月以降の補助金の見通しはどうか。」との質疑があり、部長から、「今のところ第 3 次補正や制度の継続・見直し等の情報はありますが、御承知のとおり、いまだ全国的に流行し、医療関係も逼迫していますので、補助金制度については継続するものと考え

ています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第3号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願」であります。

議会事務局長から趣旨説明があり、委員より、「家庭教育支援法については、以前から国会で議論され、賛否両論あっていまだ成立に至っていない案件であり、安易に賛成することに疑問を感じる。」との意見があり、また、別の委員より、「各家庭内における教育については、すべてを学校に頼り過ぎな感じがする。そういう意味では家庭教育の充実、地域教育の充実は非常に重要だと思うので、議会として意見書の提出は必要と考える。」との意見がありました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、請願第3号は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。併せて文教厚生常任委員会から委員会提出議案として提出することとし、提出先については、文部科学大臣をはじめ6つの関係省庁等に絞って提出することで決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第77号「阿蘇市介護保険条例及び阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第82号は、委員長の報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 84 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 85 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 86 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 87 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 3 号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願」について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第 3 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択といたします。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。10時45分から再開したいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第76号 阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について
- ② 議案第79号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について
- ③ 議案第83号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）
- ⑤ 議案第89号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑥ 議案第90号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第91号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第76号「阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について」他6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年第6回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案7件であります。12月3日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第76号「阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」であります。

まちづくり課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「橋梁維持工事費として 1,890 万 2,000 円が要求されているが、工事を実施する場所はどこか。」との質疑があり、建設課長から、「阿蘇市浄化センター前のみやま橋と、成川の成川新川橋の 2 橋です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「住宅・建築物アスベスト改修事業補助金は、民間施設が今回は対象となっているが、民間の施設であっても公費を使うのか。」との質疑があり、課長から、「平成 18 年度から始まったこの事業は、民間施設でも不特定多数の方が利用される施設であれば、補助の対象となります。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「住宅管理費の修繕料として 515 万円が要求されているが、老朽化が進む住宅の修繕は、どのように計画しているのか。」との質疑があり、住環境課長補佐から、「一部の住宅ではストック改善事業や国の補助等を受け、計画的に維持改修を行っていますが、それ以外の用途廃止や撤去等を検討している住宅につきましては、現在入居されている方々の生活を守るために必要な部分のみを、申出に基づき対応しています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「老朽化が進む住宅の入居者には、一人暮らしの高齢者もおられる。この方々の今後の住居確保に向け、手厚い保護と、要望へのきめ細やかな対応は可能か。」との質疑があり、課長補佐から、「用途廃止が予定されている住宅に入居されている方々には、優先的に災害公営住宅への入居を御案内していますが、高齢の方々には資金面や体力的な部分に配慮しながら対応します。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市営新橋団地の一部の土地売却収入が計上されているが、市有地の整理は重要課題である。特殊な形状をした土地や事業の残地等は積極的に整理し、維持管理費の軽減を図るべきではないか。」との質疑があり、土木部長から、「不要となった余剰地等は、市全体の問題でもありますので庁内で検討し、積極的に売却や貸付けを行い、予算確保につなげたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇山上展望公園を整備する予算が要求されているが、景観確保のため、阿蘇山上神社と西巖殿寺奥の院の整備についても積極的な働きかけや支援ができないか。」との質疑があり、観光課長から、「両施設を含む噴火口一帯は神格化しているとの見解もありますので、両施設に対し文化財産として捉えるなど何らかの手立てができないか検討していきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市民の方から山上にトイレがないとの話をよく聞くが、公園整備に併せて設置に向けた取組はできないか。」との質疑があり、課長から、「このことは大きな課題として捉えており、現在検討を進めています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「一の宮中央駐車場精算機改修工事は、以前からの懸案事項となっていたバスの駐車料金の精算にも対応するのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「バスの精算機能は、既に確保している予算で対応します。今回要求する予算は、インターフォンやセキュリティ関連の工事費用です。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」であります。

まちづくり課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 89 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 90 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「使用料は一括で納入されるのか。また、前払いなのか、もしくは後払いとなるのか。」との質疑があり、農政課長から、「使用料の収受の所管は財政課ですが、過去には前納又は後納での納入、また分割での支払いもあったようです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 91 号「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

委員より、「和解の対象者の車両が破損した現場は、前もって立入禁止にしておけば、事故は発生しなかったのではないか。」との質疑があり、住環境課長から、「現場は番出住宅の解体跡地なので、車両の乗り入れを想定しておらず、また小学生の送迎用駐車場として日常的に使用されている実態を把握していなかったため、立入禁止等の措置を取っていませんでした。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「私有地ならば勝手に使用し事故が発生した場合、その土地の所有者に損害賠償を求めるのはおかしい。保険会社から損害賠償金が支払われるため市の実損はないが、過失としての記録は残ることとなるため、保険会社と協議する際には、過失割合について十分に検討を尽くすべきでは。」との質疑があり、課長から、「過失割合については、同様の主張を保険会社へ長期間にわたり申入れを行ってきました。しかしながら、保険会社の『市有地については市が管理責任を負い、また駐車場利用の常態化を鑑みれば対象者の過失責任も問えない』との見解により、市の管理に瑕疵があったと判断せざるを得ず、今回の示談に至ることになりました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 76 号「阿蘇市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び阿蘇市公共下水道事業都市計画決定区域外の区域からの受益者分担に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 79 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 88 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 89 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」並びに議案第 90 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 89 号並びに議案第 90 号は、一括して採決することに決定いたしました。

これより、議案第 89 号並びに議案第 90 号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 89 号並びに議案第 90 号について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 89 号並びに議案第 90 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「和解及び損害賠償の額の決定について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 91 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 83 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前 11 時 01 分 散会